

議案第76号

杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部
を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和7年8月27日

提出者 杉並区教育委員会
教育長 渋谷 正宏

(提案理由)

妊娠、出産等についての申出をした職員に対する措置等を定める必要がある。

杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年8月 日

杉並区教育委員会教育長 渋谷正宏

杉並区教育委員会規則第 号

杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成19年杉並区教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第41条を第42条とし、第40条の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等）

第41条 条例第20条の4第1項第1号の教育委員会規則で定める制度又は措置は、次のとおりとする。

（1）育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務

（2）育児休業法第19条第1項に規定する部分休業

（3）条例第11条第1項の規定による深夜勤務の制限

（4）条例第11条の2第1項の規定による超過勤務の制限

（5）条例第12条第1項の規定による超過勤務の制限

（6）条例第18条第1項に規定する育児時間

（7）条例第18条第1項に規定する出産支援休暇

（8）条例第18条第1項に規定する育児参加休暇

（9）条例第18条第1項に規定する子どもの看護等休暇

（10）条例第19条の2の2第1項に規定する子育て部分休暇

2 条例第20条の4第1項第1号の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（1）前項各号に掲げる制度又は措置（以下「出生時両立支援制度等」という。）

（2）出生時両立支援制度等の請求先又は申請先

- (3) 地方公務員等共済組合法第70条の5第1項に規定する育児時短勤務手当
金その他これに相当する給付に関する必要な事項
- 3 条例第20条の4第1項第3号及び第2項第3号の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 始業又は終業の時刻
- (2) 勤務の場所
- (3) 業務量の調整
- (4) 前3号に掲げる事項のほか、教育委員会が別に定める事項
- 4 条例第20条の4第2項の教育委員会規則で定める期間は、3歳に満たない子を養育する職員の子が、1歳11月に達する日の翌々日から2歳11月に達する日の翌日までの1年間とする。
- 5 条例第20条の4第2項第1号の教育委員会規則で定める制度又は措置は、次のとおりとする。
- (1) 育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務
- (2) 育児休業法第19条第1項に規定する部分休業
- (3) 条例第11条第1項の規定による深夜勤務の制限
- (4) 条例第11条の2第1項の規定による超過勤務の制限
- (5) 条例第12条第1項の規定による超過勤務の制限
- (6) 条例第18条第1項に規定する子どもの看護等休暇
- (7) 条例第19条の2の2第1項に規定する子育て部分休暇
- 6 条例第20条の4第2項第1号の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 前項各号に掲げる制度又は措置（以下「育児期両立支援制度等」という。）
- (2) 育児期両立支援制度等の請求先又は申請先
- 7 第39条第3項の規定は、条例第20条の4第1項又は第2項の規定により、職員に対して、これらの項の各号に掲げる措置を講ずる場合について準用する。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則新旧対照表

新	旧
<p>(妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等)</p> <p>第41条 条例第20条の4第1項第1号の教育委員会規則で定める制度又は措置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務</p> <p>(2) 育児休業法第19条第1項に規定する部分休業</p> <p>(3) 条例第11条第1項の規定による深夜勤務の制限</p> <p>(4) 条例第11条の2第1項の規定による超過勤務の制限</p> <p>(5) 条例第12条第1項の規定による超過勤務の制限</p> <p>(6) 条例第18条第1項に規定する育児時間</p> <p>(7) 条例第18条第1項に規定する出産支援休暇</p> <p>(8) 条例第18条第1項に規定する育児参加休暇</p> <p>(9) 条例第18条第1項に規定する子どもの看護等休暇</p> <p>(10) 条例第19条の2の2第1項に規定する子育て部分休暇</p> <p>2 条例第20条の4第1項第1号の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 前項各号に掲げる制度又は措置（以下「出生時両立支援制度等」という。）</p> <p>(2) 出生時両立支援制度等の請求先又は申請先</p> <p>(3) 地方公務員等共済組合法第70条の5第1項に規定する育児時短勤務手当金その他これに相当する給付に関する必要な事項</p> <p>3 条例第20条の4第1項第3号及び第2項第3号の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 始業又は終業の時刻</p> <p>(2) 勤務の場所</p> <p>(3) 業務量の調整</p> <p>(4) 前3号に掲げる事項のほか、教育委員会が別に定める事項</p> <p>4 条例第20条の4第2項の教育委員会規則で定める期間は、3歳に満たない子を養育する職員の子が、1歳11月に達する日の翌々日から2歳11月に達する日の翌日までの1年間とする。</p> <p>5 条例第20条の4第2項第1号の教育委員会規則で定める制度又は措置は、</p>	

新	旧
<p>次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務</u></p> <p>(2) <u>育児休業法第19条第1項に規定する部分休業</u></p> <p>(3) <u>条例第11条第1項の規定による深夜勤務の制限</u></p> <p>(4) <u>条例第11条の2第1項の規定による超過勤務の制限</u></p> <p>(5) <u>条例第12条第1項の規定による超過勤務の制限</u></p> <p>(6) <u>条例第18条第1項に規定する子どもの看護等休暇</u></p> <p>(7) <u>条例第19条の2の2第1項に規定する子育て部分休暇</u></p> <p>6 <u>条例第20条の4第2項第1号の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p>(1) <u>前項各号に掲げる制度又は措置（以下「育児期両立支援制度等」という。）</u></p> <p>(2) <u>育児期両立支援制度等の請求先又は申請先</u></p> <p>7 <u>第39条第3項の規定は、条例第20条の4第1項又は第2項の規定により、職員に対して、これらの項の各号に掲げる措置を講ずる場合について準用する。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第42条 略</p>	<p>(委任)</p> <p>第41条 略</p>